

「過労死ライン」の認定基準と今後について

はじめに

脳や心臓の疾患は生活習慣や遺伝・体質などの要因で発症するものですが、仕事上の過度なストレスや長時間労働も原因の一つとなる場合があるとされています。脳・心臓疾患と仕事の因果関係(労災扱いとなるか否か)を判断するために定められている基準と、今後の見直し予定について以下解説します。

現在の認定基準

現在、脳・心臓疾患と業務の因果関係を認定する要件として、以下のものがあります。

①異常な出来事

極度の緊張や興奮、恐怖、急な身体的負荷や作業環境の変化があったかを指します。例えば、土砂災害の救護作業に従事して精神的・身体的ショックを受けた場合などが考えられます。

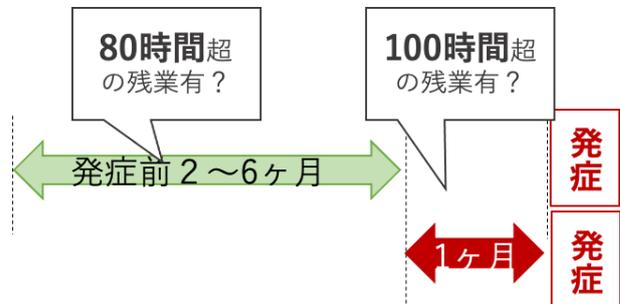
②短期間の過重業務

日常業務に比較して特に過重な身体的・精神的な負荷があったかを指します。例えばシステム開発において納期直前に過重な業務をしていた場合などが考えられます。

③長期間の過重業務

恒常的な長時間労働や不規則な勤務、劣悪な作業環境による疲労の蓄積を指します。長時間労働を評価する目安として以下のように定められています。

1. 発症前6ヶ月の全期間において月間45時間を超える時間外労働がない場合、業務と発症の関連性が低いと評価する
2. おおむね45時間を超えて時間外労働が長くなるほど業務と発症の関連性が高まると評価する
3. 発症前1ヶ月に100時間超、または発症前2ヶ月～6ヶ月のいずれかの月において80時間超の時間外労働がある場合、業務と発症の関連性が高いと評価する



基準改定の検討

この度厚生労働省が設置した有識者の検討会は、前述の過労死の認定基準について、およそ20年ぶりに見直しに向けた検討を進めています。検討会によると、残業時間の長さが「過労死ライン」に達しない場合でも、それに近い残業があり、不規則な勤務などが認められれば「仕事と病気の発症との関連性が強いと評価できる」として、労災と認定すべきだとしています。

「不規則な勤務」については、具体的に、(1)仕事の終了から次の開始までの「勤務間インターバル」が短い場合や、(2)休日のない連続勤務などを示しています。つまり、労働時間が目安に達していない場合でも、「連続勤務の程度」や「勤務と勤務の間の時間(=勤務間インターバル)」も考慮されるということです。

企業が検討すべき労務管理措置

残業時間が深夜に及ぶような実態の会社は、過労死リスクを軽減するため特に勤務インターバル制度の導入を検討する必要性が高いでしょう。例えば9:00-18:00が所定時間の場合で、繁忙期で前日の終業が深夜0時になってしまった場合、翌日の始業時間を9:00→10:00に繰り下げる等のルールを就業規則に規定するなどを検討しましょう。なお、新たに勤務間インターバル制度を導入する企業に対して働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)があり、専門家への相談費用や勤怠の管理システムの導入費用が補助されます。

年金事務所調査の時に 何を見られるか

社会保険の加入状況が適正であるかを確認するために、定期的に年金事務所の調査があります。近年ますますこの調査の厳格化が進んでおり、注意が必要です。

はじめに

近年、社会保険手続きが適法になされているかを確認するための年金事務所の調査が厳格化傾向にあります。企業側が加入をごまかせないよう様々な角度から調査が行われます。以下、年金事務所調査の際のポイントを整理します。

調査の対象

年金事務所が行う適用調査では、主に以下の2つが調査対象とされます。

- ①社会保険に加入すべき人が加入しているか
- ②正しい報酬で加入しているか

①について、加入すべき勤務形態（労働時間や契約期間）であるにもかかわらず、「パートタイマー・アルバイトだから」「契約社員だから」「試用期間だから」などの誤った認識で社会保険加入を逃れている人がいないかを確認します。

そして②については、社会保険の報酬に算入する賃金の誤った認識により（あるいは社会保険料を安くするために意図的に）標準報酬月額が実態とかけ離れていないかを確認します。

チェックポイント① 労働時間

適用事業所に常時使用される70歳未満（健康保険は75歳未満）の人は、国籍や性別、年金の受給の有無にかかわらず、社会保険の被保険者となります。

「常時使用される」とは、雇用契約書の有無などとは関係なく、適用事業所で働き、労務の対償として給与や賃金を受けるといった使用関係が常用的であることをいいます。試用期間中でも報酬が支払われる場合は、使用関係が認められることとなります。

原則として、正社員と比べて4分の3以上働く労働者は社会保険加入の対象者となりますが、正社員の労働時間が週40時間とすると4分の3、つまり週30時間以上恒常的に働いている場合は、パートタイマーや契約社員などであっても社会保険加入対象者となります。

ちなみに、週30時間を月間に換算するとおおよそ「**月間130時間**」という数値が導き出されます。年金事務所の調査の際、調査官は社会保険未加入者が「実態として130時間を超えていないか」を目安としてチェックしています。

チェックポイント②

源泉所得税納付書

調査では賃金台帳を提示しますが、補助書類として源泉所得税の納付書の提出を求められます。これは、「源泉所得税の納付書に書かれている給与支給人数と社会保険加入人数の差」に注目しています。人数にズレがある場合、社会保険未加入者について前述の労働時間や契約内容等を確認して適法性を確認します。

また、源泉所得税納付書に書かれている給与支給総額と標準報酬月額総額の差にも注目されます。差が大きい場合、算入漏れの手当があったり、意図的に報酬額を低くしたりしている可能性を疑います。

チェックポイント③

雇用保険加入人数

近年の厳格化の流れを受けて、調査官が雇用保険の加入人数を把握している可能性があります。雇用保険の加入人数と社会保険の加入人数に差がある場合、そこに合理的な理由があるかを確認します。源泉所得税の納付書を意図的に2枚に分けて社会保険未加入者を隠しているなどの不正を発見するためにチェックしている可能性があります。

当事務所からの お知らせ

労務管理や助成金などのご相談がございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

事務所へのお問い合わせについて

今月の事務所だよりはいかがでしたか？

来月も充実した内容でお届けしていきますので、よろしく願いいたします。

なお、今回の内容に関して、ご不明点やご依頼などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

代表よりあいさつ

オリンピックも終わり、パラリンピックが始まりました。

皆さんオリンピックはご覧になったでしょうか。私が生まれた年に東京オリンピックがあり、多分日本で開催されるオリンピックを観るのは、私は今回が最後かなと思います。ですが、その割にはあまり観ませんでした。

個人的な好みになりますが、明らかに勝負がハッキリする（点数やタイムで決まる）競技が割と好きです。

その中でも、野球はもともと好きなので、金メダルを取って本当に良かったと思います。

一方、お盆前から雨の日が続き、各地で被害が出ました。特に岡谷の川岸の災害はとても気の毒に思います。皆様の会社、ご自宅はいかがでしたでしょうか。

コロナ禍更に感染者が増加し身近に迫っていて、行動の制約がある中、長い雨で出掛ける気にもならず、災害の危険性と、相当ストレスが溜まっているのではないのでしょうか。

そのせいなのかどうなのか、全体的に労働問題が増えてきている印象があります。毎月 1~2 件、何らかのご相談があり、なかなか即効性のある手立てが見つからない、実行できないことが圧倒的多数です。

問題そのものも例えば処罰するには微妙だとか、強硬的な手段をとるには至らないということもありますが、就業規則や労務管理諸書類が整備されていない、ということも理由としてはある場合があります。

原因として従業員に問題のあるケースも多いですが、中にはまだ“昭和”の感覚でものを言ってしまうたり労務管理をしていたり、という会社にも原因があることもあります。

思いや考えはとても理解できることが多いですが、今は“令和”の世のなか。時代とともに、法律はもちろん、働く人の意識も変化します。それを常に分かっていくようにすることが必要だと思います。

スタッフダイアリー（濱栄子）

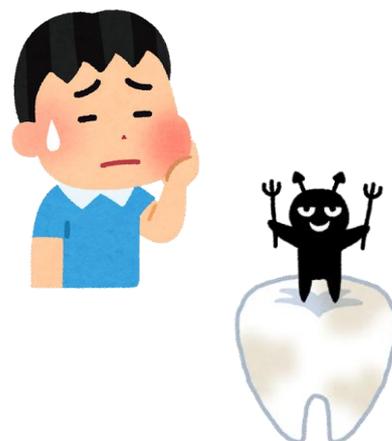
学校で実施された歯科健診で『虫歯あり』と診断された小学部に通う息子。

『歯科治療をしてください』という用紙を持って歯医者を受診した結果、学校では2本と言われた虫歯が5~6本あり、さらに穴が開いている事が判明。Σ(⌋□⌋Ⅲ)が→

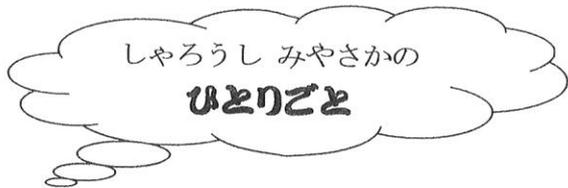
静かに治療を受ける事の出来ない息子は、歯科大で入院して治療する事に。

更に Σ(⌋□⌋Ⅲ)が→

歯磨きってやっぱり大事なんですね。つくづく感じました・・・(;´д`)



社会保険労務士法人諏訪労務管理センター	
代表	木村 孝昭
所在地	〒392-0022 長野県諏訪市高島 3-1201-90
営業時間	平日 8:30~17:20
電話	0266-52-2444
FAX	0266-52-5244
メール	info-sharoushi@misawakaikai.jp



— 漢方薬 —

コトがわかつか 治まらない。

どこか ティラ株だの ラムダ株だの パワーアップしている。

マスク 洗い。三密を避ける なんて ことだけでは どうにも ならない。

なんで 国は PCR 検査を とんとん やらないの だろうか？ 陽性者の数を 増やしたくないので やらないんじゃないかと 疑ってしまう。

逆に とんとん 検査して 陰性の人には 普通に くらして 経済を 持ち上げてもらう。

今の子どもは 陰性の 多くの 人の 動きを 止めて しまって よけい ますい。

そんな 中 この 大雨。 8月に入って

梅雨の ような 降り方。 亡くなられた方 もあり、本当に 自然は こわい。

蚊も いっぱい いて この 間 自分腕に 蚊が 来て 血を 吸っていたので 見ていたら

蚊の 腹が ぽんぽんに ふくらみ

こちらを さまっ て 感じて 飛んでいった。

その 咬と 刺された 所は 全然

かゆく ない。

ただし 鼻の 穴に 入ってくる 蚊は

こまる。

また 先日 は 花を 切ろうと 花に さわった とたん 子クレーン と 子アヒルを さらした。 今度は 蜂だ。

と ときには スズキーニの 花を しぼって

汁をつけて とりかえ 新しい 花を

(ほろこサヒオで 貼って おいたら

夕方には 腫れが 引いた。

^{いらい} (時は ヤバい 医者に行つた方が いいかと 思いつからず 漢方の 本に かぼらの 花を しぼって つける と よい と あったので 思い出し やってみたのです。 二日ほど 効くとはい びっくり。 有効でした。

近所には 足が むくんでいる 人が いるので スギナの 日干しを 煎じて あげると のんで みたら 効くと言つたので

時々 行って 煎じて あげます。

身の 回りに は 雑草 というので

クサリに なる ところば いっぱい あります。

なる べく 医者へ いかばい ように

自分で 漢方 している ところ です。